

<令和7年度> 固定資産税 (償却資産) 申告の手引

平素から市税について、御理解と御協力をいただき、厚くお礼申し上げます。

さて、固定資産税の対象となる償却資産（事業用資産）をお持ちの方は、地方税法第383条の規定により、毎年1月1日現在の所有状況を申告していただくことになっております。

ついては、この手引をお読みの上、令和7年1月31日（金）までに御提出くださいますよう、お願いいたします。

●目次

申告方法、提出期限及び注意事項について.....	2
償却資産の申告制度の概要について.....	3
1 申告していただく方.....	3
2 申告が必要な資産.....	3
3 申告が不要な資産.....	5
4 建築設備における家屋と償却資産の区分について.....	5
5 課税標準の特例について.....	7
6 太陽光発電設備に係る固定資産税の課税標準の特例措置について.....	7
7 中小企業等経営強化法に係る課税標準の特例について.....	7
8 地方税と国税の取扱いの違いについて.....	8
9 非課税資産について.....	8
10 賦課期日と事業年度について.....	8
11 税率・免税点.....	8
12 閲覧制度について.....	9
13 申告されない場合.....	9
14 調査協力をお願い.....	9
15 申告書の提出を会計事務所等に依頼している方へ.....	9
記入例1 償却資産申告書（償却資産課税台帳）.....	10
記入例2 種類別明細書（増加資産・全資産用）.....	11
記入例3 種類別明細書（減少資産用）.....	12
償却資産の申告に関する代理人（選任・解任）届出書.....	13

野田市役所

課 税 課

申告方法、提出期限及び注意事項について

■申告の方法

昨年度に引き 続き申告され る方	資産の増減が有 る場合	種類別明細書に令和6年1月2日から令和7年1月1日までの増加資産（申告漏れ分も含む※注）と減少資産をカタカナで記入し、償却資産申告書と合わせて御提出ください。
	資産の増減が無 い場合	償却資産申告書の 18 備考（添付書類等）の「増減資産なし」に○を付けて御提出ください。
	廃業・解散・転出 等の場合	償却資産申告書の 18 備考（添付書類等）の該当箇所に○を付け、その年月日を記入して御提出ください。種類別明細書は必要ありません。
初めて申告さ れる方	資産が有る場合	種類別明細書に令和7年1月1日現在に所有している資産をカタカナで記入し償却資産申告書と合わせて御提出ください。
	資産が無い場合	償却資産申告書の備考 18 備考（添付書類等）の「該当資産 なし」に○を付けて御提出ください。
電算機による全資産申告をされる 方		令和7年1月1日現在に所有している資産を御申告ください。
資産の訂正を申告される方※注		償却資産種類別明細書（令和7年度申告用参考資料）をコピーし、訂正箇所を朱書きし、償却資産申告書と合わせて御提出ください。

※注 価格の訂正の申告及び申告漏れ分の申告については、当年度だけでなく、事実が発生した年度までの期間の範囲で5年分の申告をお願いします。（地方税法第17条の5第5項）

■申告書の提出期限

申告書の提出期限は令和7年1月31日（金）です。提出期限以降の消印のものについては、令和7年度第2期以降の課税となることがありますので、御了承ください。

■申告に関する注意事項

- 1 申告書の記載方法については、10ページから12ページの記入例を参照してください。
- 2 申告書を郵送される方で控えが必要な方は、必ず『切手を貼った返信用封筒』を同封してください。
※封筒が同封されていない場合、返送できかねますので御了承ください。
- 3 前年度の申告内容と変更がない場合も必ず御提出ください。
- 4 所有権留保割賦販売の資産については、売主及び買主が連帯して納税義務を負うものとされていますが、この場合の申告は原則として買主が行うものとされています。
- 5 耐用年数の短縮、増加償却及び陳腐化償却の適用をした資産がある場合は、税務署長、または国税局長の承認を受けたことを証する書類の写しを償却資産申告書と合わせて御提出ください。
- 6 耐用年数を経過した資産で法定の減価償却を終え、帳簿上残存価格のみが計上されている資産であっても、現に事業の用に供しているものについては課税対象となります。
- 7 固定資産税では、パソコン税制を適用した償却資産でも申告の対象となります。
- 8 個人番号制度の本格運用にともない、申告書へのマイナンバー（個人番号・法人番号）の記載と、個人番号の場合は本人確認書類の添付が必須となりますので御注意ください。

償却資産の申告制度の概要について

1 申告していただく方

令和7年1月1日現在、野田市内に事業用の償却資産（野田市内で他の事業者に貸し付けているものを含む。）を所有している方です。

※償却資産申告書へのマイナンバー（個人番号・法人番号）の記載について

個人番号を記載した申告書を御提出いただく際には、マイナンバー法に定める本人確認（番号および身元確認、代理申告の場合は併せて代理権確認。）を実施させていただきます。つきましては、本人確認資料の写し（代理権の確認資料については、原本）を申告書に添付のうえ御提出いただくようお願いいたします。御不明な点等ございましたら、償却資産担当までお問合せください。

なお、法人番号を記載した申告書を御提出いただく場合、本人確認資料の添付は不要です。

2 申告が必要な資産

令和7年1月1日現在において、土地及び家屋以外の事業の用に供することができる有形減価償却資産のうち、法人税法又は所得税法の計算上、減価償却を認められるものが申告の対象となります。

- (1) 建設仮勘定で計上されている資産、簿外資産及び償却済資産であっても事業の用に供することができるもの
- (2) 遊休又は未稼動のものであっても事業の用に供することができるもの
- (3) 改良費（資本的支出・新たな資産の取得とみなし、本体と独立して取り扱います。）
- (4) 家屋に施した建築設備・造作等のうち、償却資産として取り扱うもの

■ 償却資産の具体例（資産の種類別）

資産の種類		一般的な償却資産の例示
1 構築物	構築物	舗装路面、庭園、門、塀、緑化施設等の外構工事（芝生、人工芝、花壇、樹木、屋外散水設備、屋外排水溝等）、看板（広告塔等）、案内板、防壁、貯水池、井戸、ゴルフ練習場設備、フェンス等
	建物付帯設備	受変電設備（変圧器、蓄電器、配電盤等）、予備電源設備、店舗用簡易装備、稼動間仕切り（簡易なもの）、日避け設備、内装、※内部造作 ※内部造作については、耐用年数取扱関係通達の1-2-3、2-1-2、1-1-5、1-1-3に留意すること
2 機械及び装置		農業用設備、林業用設備、漁業用設備、電気業用設備、ガス業用設備、洗濯業用設備、理容・美容業用設備、自動車整備業用設備、各種製造設備等の機械及び装置、クレーン等建設機械、機械式駐車場設備（ターンテーブルを含む）、太陽光発電システム等
3 船舶		ボート、モーターボート、釣り船、漁船、油槽（ゆそう）船、浚渫（しゅんせつ）船、砂利採取船、遊覧船等
4 航空機		飛行機、ヘリコプター、グライダー等
5 車両及び運搬具		大型特殊自動車（分類番号「0、00～09及び000～099」、「9、90～99及び900～999」の車両）、構内運搬車、貨車、客車等
6 工具、器具及び備品		家具、電気機器、事務机、キャビネット、測定工具、検査工具、パソコン、陳列ケース、看板（ネオンサイン）、医療機器、金型、理容及び美容機器、衝立、ルームエアコン、応接セット、レジスター、自動販売機等、生物（観賞用、興行用その他これらに準ずる用に供する生物）等

■ 償却資産の具体例（業種別）

業 種	課税対象となる主な償却資産の例示
事 務 所	応接セット、キャビネット、ロッカー、金庫、計算機、複写機、タイムレコーダー、テレビ看板、ネオンサイン、ルームクーラー等の冷暖房設備、簡易間仕切、パーテーション、その他
喫茶・飲食店	カウンター、室内装飾品、金庫、金銭登録機、テレビ、ジュークボックス、ステレオ、タオル蒸し器、冷蔵庫、厨房用品、モーター製麺機、混合機、日除け看板、ネオンサイン、自動販売機、その他
理容・美容業	理・美容椅子、応接セット、消毒殺菌用機器、タオル蒸し器、ドライヤー、赤外線灯、テレビ、ルームクーラー、金銭登録機、サインポール、ネオンサイン、その他
クリーニング業	洗濯機、脱水機、ドライ機、スリープ、プレス、ミシン、モーター、看板、その他
公衆浴場	煙突、井戸、ボイラー、温水器、動力ポンプ、モーター、ロッカー、その他
医療・薬局業	薬品戸棚、陳列ケース、ベッド、キャビネット、エックス線装置、顕微鏡、心電計、消毒殺菌用機器、手術台、歯科診療用ユニット、投影機、光学検査機器、保育器、冷蔵庫、金銭登録機、ルームクーラー、給食用厨房器具、ネオンサイン、看板、その他
小 売 業	ショーウィンドウ、陳列ケース、金銭登録機、自動販売機、冷蔵ストッカー、店用簡易設備間仕切り、日除け、ルームクーラー、ネオンサイン、看板、その他
食肉・鮮魚販売業	冷蔵庫（室）、冷凍機、陳列ケース、肉切り機、挽肉機、ポンプ、金銭登録機、その他
ガソリン給油所	ガソリン計量器、リフト、充電器、コンプレッサー、看板、地下タンク、テレビ、キャビネット、金銭登録機、消火器、金庫、自動販売機、構内舗装、その他
自動車修理業	旋盤、プレス、ホーニング、リフト、チェンジブロック、オイルクリーナー、カーウオッシャー、コンプレッサー、溶接機、充電器、コンデンサー、グラインダー、万力ドリル、検査工具、治具取り付け工具、切削工具、金庫、その他
製 造 業	旋盤、ボール盤、定盤、梱包機、フライス盤、プレス、シャーリングカッター、研磨機、グラインダーモーター、溶接機、コンプレッサー、クレーン、検査工具治具、切削工具、その他
印 刷 業	各種製版機及び印刷機、断裁機、その他
建 設 業	ブルドーザー、パワーショベル、フォークリフト（軽自動車税の対象となっているものを除く）、大型特殊自動車、発電機、その他
娯 楽 業	パチンコ器、パチンコ器取り付け台（島工事）、ゲーム機、両替機、カラオケ機器、ボーリング場用設備、ゴルフ練習場設備、ネオンサイン、その他
駐 車 場 業	駐車場等の舗装、外灯設備、立体駐車場設備、その他
太陽光発電事業	太陽光パネル、架台、接続ユニット、パワーコンディショナー

3 申告が不要な資産

- (1) 耐用年数1年未満、または取得価格10万円未満の償却資産で、当該資産の取得に要した経費の全部が法人税法、または所得税法上の規定による所得の計算上、一時に損金、または必要な経費に算入されたものは原則として課税客体としません。また、取得価格が10万円以上20万円未満の償却資産で法人税法上、または所得税法上、事業年度ごとに一括して3年間で償却を行うものについても課税客体としません。

取得価格	償却資産の申告 (対象：○ 対象外：×)	
10万円未満	必要経費又は損金算入	×
	減価償却	○
	一括償却	×
10万円以上20万円未満	減価償却	○
	一括償却	×
	租特法による損金算入	○

- (2) 自動車税の課税対象となる自動車、並びに軽自動車税の課税対象となる原動機付自動車、軽自動車、小型特殊自動車及び二輪の小型自動車
 (3) 生物 (ただし、鑑賞用等は除く)
 (4) 無形固定資産 (権利など)

4 建築設備における家屋と償却資産の区分について

建築設備とは、電気設備、給排水設備、衛生設備、空調設備、運搬設備などの家屋と一体となって家屋の効用を高める設備をいいます。

固定資産税における取扱いでは、家屋と償却資産を区分して評価しています。

家屋と設備の所有者が同一の場合に、償却資産として取り扱うものは、次の要件を満たすものです。

- (1) 構造的に家屋と一体的でないもの (屋外給水塔、独立煙突等)
- (2) 家屋から独立した機械及び装置として性格の強いもの (受・変電設備)
- (3) 特定の生産又は業務に使用されるもの (動力用配線設備等)
- (4) 単に移動を防止する程度に家屋に取り付けられたもの (ルームエアコン等)
- (5) 顧客の求めに応ずるサービス設備 (飲食店・ホテル等の厨房設備等)

	設 備 等 の 内 容	家屋と建築設備等の所有関係			
		同じ場合		異なる場合	
		家屋	償却資産	家屋	償却資産
1	床、壁、天井仕上げ等	○			○
2	工場内で製造用機械を動かすための動力配線設備		○		○
3	ビル等における受・変電設備、発電機設備、蓄電池設備		○		○
4	中央監視制御装置、電話交換機		○		○
5	電気設備 (2、3、4に該当するものを除く)	○			○
6	冷凍倉庫における冷凍設備		○		○
7	ネオンサイン、スポットライト、投光器、水銀灯		○		○
8	屋外に設置された給水塔、独立煙突、屋外供給本管		○		○
9	給排水、衛生及びガス設備	○			○
10	冷房、暖房及び通風設備又はボイラー設備 (工場等における生産設備であるボイラー等を除く)	○			○
11	昇降機設備	○			○
12	消火、排煙、火災報知設備	○			○
13	エアーカーテン及びドア自動開閉設備	○			○
14	金庫室の扉	○			○
15	店舗造作、間仕切り※注	○			○

※注 間仕切りのうち、簡易なものは全て償却資産となります。

※前述の表は一般的な区分の例示であり、必ずしもこの例示によらない場合があります。

※家屋の所有者と異なる者（賃借人）が貸しビル・貸店舗等に施工した内装・造作及び建築設備等については、償却資産として取り扱います（地方税法第343条第9項及び野田市税賦課徴収条例第36条第7項）

(例) 内 装 ……天井、床、内部・外部仕上げ、建具、間仕切り、その他工事
 附帯設備 ……電気、ガス、給排水、衛生、空調、運搬設備、その他設備

家屋と設備の所有者が同じ場合は、下表を参考にしてください。区分が困難な場合はお問い合わせください。

設備の種類	設備の分類	償却資産とするもの	家屋に含めるもの
電気設備	受・変電設備	設備一式・配電盤	
	予備電源設備	発電機設備、蓄電池設備、無停電電源設備	
	中央監視制御装置	装置一式	
	電灯照明設備	屋外照明設備	屋内照明設備
	電力引込み設備	引込み工事	
	動力配線設備	特定の生産又は業務用設備	左記以外の設備
	電話設備	電話機、交換機等の機器	NTT等の所有に属さない配線
	拡声装置	マイクロホン、スピーカー、アンプ等の機器	配管、配線、ボックス等
	インターホン装置		インターホン機器（配線等を含む）
	I T V設備	受像機（テレビ）、カメラ	
	電気時計設備	時計、配電盤等の装置・器具類	
火災報知設備	屋外の装置	屋内の装置	
給排水設備		屋外設備、引込み工事、特定の生産又は業務用設備	左記以外の設備
給湯設備		局所式給湯設備（湯沸し器等）	中央式給湯設備
ガス設備		屋外設備、引込み工事、特定の生産又は業務用設備	左記以外の設備
衛生設備			設備一式
換気設備			設備一式
避雷設備			設備一式
空調設備		ルームエアコン	家屋と一体となっている設備
消火設備		消火器、避難器具、ホース、ノズル、ガスボンベ等	消火栓設備、スプリンクラー設備等
運搬設備		工場用ベルトコンベア、連続垂直搬送装置等	エレベーター、リフトエスカレーター等
厨房設備		顧客の求めに応じるサービス設備、寮・病院等の厨房設備	左記以外の設備
洗濯設備		顧客の求めに応じるサービス設備	左記以外の設備
その他の特殊な設備		簡易間仕切り、文字看板、袖看板、広告塔、カーテン・ブラインド、機械式駐車設備（ターンテーブルを含む）、LAN設備、ゴミ置場（簡易なもの）、POSシステム、株価表示板、メールボックス、ろ過装置等	

5 課税標準の特例について

税負担の軽減を図るため、課税標準の特例措置が地方税法第349条の3及び同法附則第15条に規定されています。該当する資産がある場合には、特例資産であることの証明書（承認書・許可書等の写し）を添付し、償却資産申告書と合わせて御提出ください。

6 太陽光発電設備に係る固定資産税の課税標準の特例措置について

平成30年4月1日以降に取得された太陽光発電設備について、再生可能エネルギー事業者支援事業費補助金を受けている場合は、固定資産税の課税標準額が最初の3年度分に限り、3分の2に軽減されます。

なお、風力発電設備又はバイオマス発電設備等の特例措置につきましても、特例適用には別途申告が必要となりますので該当資産をお持ちの方は償却資産担当までお問合せください。

7 中小企業等経営強化法に係る課税標準の特例について

野田市では、「中小企業等経営強化法」に基づき、先端設備導入計画の認定を受け、新たに取得した資産に対して固定資産税（償却資産）の課税標準の特例を受けることができます。

先端設備等の取得時期によって特例の内容が異なります。

令和5年4月1日以降取得の場合

新規取得設備に係る固定資産税の課税標準額を3年間にわたって2分の1に軽減します。

さらに、賃上げ方針を計画内に位置付けて従業員に表明した場合は、以下の期間に限り課税標準額を3分の1に軽減します。なお、賃上げ方針を計画内に位置付けることができるのは新規申請時のみです。

賃上げの表明	設備の取得時期	適用期間	特例割合
無し	令和5年4月1日から令和7年3月31日	3年間	2分の1
有り	令和5年4月1日から令和6年3月31日	5年間	3分の1
有り	令和6年4月1日から令和7年3月31日	4年間	3分の1

提出書類

固定資産税の課税標準の特例適用申告書

先端設備等導入計画認定書の写し

先端設備等導入計画の写し

投資計画に関する確認書の写し

従業員へ賃上げ方針を表明したことを証する書面の写し ※賃上げ方針を従業員に表明した場合のみ

令和5年3月31日まで取得の場合

新規取得設備に係る固定資産税の課税標準額が3年間にわたってゼロとなります。

設備の取得時期	適用期間	特例割合
平成30年6月6日から令和5年3月31日までに取得した資産 ※構築物、事業用家屋については令和2年4月30日から取得した資産	3年間	ゼロ

提出書類

固定資産税の課税標準の特例適用申告書

先端設備等導入計画認定書の写し

先端設備等導入計画の写し

工業会証明書の写し

なお、前述の特例措置の適用には、資産の取得前に別途先端設備等導入計画の認定の手続きが必要となりますので、先端設備等を導入予定の方は、商工労政課までお問合せ下さい。

※導入計画の申請先は、商工労政課、固定資産税(償却資産)の申告先は課税課と異なりますのでご注意ください。

また、特例につきましては、一部について例示したもので、すべてを記載しておりません。

詳細は市ホームページを御確認ください。

8 地方税と国税の取扱いの違いについて

項 目	地方税 (固定資産税・償却資産)	国 税
償却資産の期間	暦年 (賦課期日年度)	事業年度
減価償却方法	一般の資産は定率法	定率法・定額法の選択制度 [定率法選択の場合] 平成19年4月1日以降に取得された資産は、「250%定率法」を適用、平成19年3月31日以前に取得された資産は「旧定率法」を適用する。
前年中の新規取得資産	半年償却 (1/2)	月割償却 (一定の割合は簡便償却)
圧縮記帳の制度	×	○
特別償却・割増償却(租税特別措置法)	×	○
増加償却 (所得税法・法人税法)	○	○
評価額の最低限度	取得価格の5/100	備忘価格 (1円)
改良費の評価方法	区分評価	原則区分評価

9 非課税資産について

固定資産税が課されない非課税の範囲は、地方税法第348条に規定されています。申告された資産の中に非課税資産がある場合には、「非課税申告書」を御請求のうえ必要事項を記入し、その事実を証明する書類の写しを添付して償却資産申告書と合わせて御提出ください。

10 賦課期日と事業年度について

固定資産税 (償却資産) の賦課期日は、当該年度の初日の属する年の1月1日です。企業の事業年度の末日が賦課期日と異なる場合で、事業年度以降賦課期日までに資産の増加または減少の異動があったときは、それらの増減資産についても申告してください。

11 税率・免税点

税率は、100分の1.4です (地方税法第350条)。

例えば、課税標準額が200万円の場合は、年税額が2万8千円となります。

なお、償却資産の課税標準となるべき額の合計が150万円未満の場合は、課税されません (地方税法第351条)。

12 閲覧制度について

申告及び調査等に基づいて3月末日までに価格等を決定し、償却資産課税台帳に登録し、4月1日以降納税義務者の閲覧に供します。

なお、土地家屋縦覧期間中において、納税義務者については手数料が無料となります。

※令和7年度の縦覧期間は4月1日(火)から4月30日(水)までです。

13 申告されない場合

法定申告期限までに、正当な事由なく申告しない場合や、虚偽の申告をした場合には過料等を科されることがあるほか、不足税額等の追徴課税及びこれに伴う延滞金を加算して納付することとなります。

14 調査協力をお願い

地方税法第353条（質問検査）及び第408条（実地調査）に基づき、電話での問い合わせや資料の提供依頼及び実地調査を行うことがありますので、その際には御協力をお願いします。

また、上記の調査等に伴い修正申告をお願いすることがありますが、その場合の課税年度は現年度だけではなく、償却資産の取得時期に応じて5年分の申告をお願いします。

15 申告書の提出を会計事務所等に依頼している方へ

償却資産の申告書類を、直接会計事務所等に送付してほしい方は、13ページの「償却資産の申告に関する代理人（選任）届出書」に記入をして御提出ください。御提出いただきますと、来年度からは、届出書に記載された代理人宛に申告書（用紙）を送付します。（届出書は野田市HPにも掲載しております。）

なお、この届出書は最初の申告の際に御提出いただければ、毎年御提出いただく必要はありません。

また、会計事務所等への依頼を中止又は変更される際は、同様に「償却資産の申告に関する代理人（解任）届出書」に記入をして御提出ください（連絡がない場合は、その後も会計事務所等へ関係書類を送付することになり、大変御迷惑をおかけすることになります。）。

<償却資産申告書のお問い合わせ先>

〒278-8550 千葉県野田市鶴奉7番地の1 野田市役所 企画財政部 課税課 家屋係 TEL：04-7199-4626（直通）

記入例1 償却資産申告書 (償却資産課税台帳)

令和 7 年 1 月 15 日
野田市長 (宛先) 野田市長

令和 7 年度 償却資産申告書(償却資産課税台帳)

※ 提出義務者番号 90123456

※ 提出用

個人番号又は法人番号	90123456
短縮耐用年数の承認	有・無
増加償却の届出	有・無
非課税取得資産	有・無
課税標準の特例	有・無
特別償却又は圧縮	有・無
記載	有・無
税務会計上の償却方法	定額法・定率法
青色申告	有・無

初めて申告される方は記入する必要はありません

個人番号又は法人番号	〒278-0003 カシノビル507 野田市鶴巻7番地の1
事業種目(資本金等の額)	金属加工業
事業開始年月	S50 年 10 月
この事業に就ける者の氏名及び氏名	総務部 経理課 野田 花子 (電話 04-7125-1111)
税理士等の氏名(電話番号)	税理士 千葉 東一 (電話 04-8888-8888)

取得価額	前年中に取得したもの(円)	前年中に減価したものの(円)	前年中に取得したものの(円)	前年中に減価したものの(円)
1 構築物	1,500,000	2,000,000	3,500,000	0
2 機械及び装置	1,700,000	0	1,700,000	0
3 船	0	0	0	0
4 航空機	0	0	0	0
5 車両及び運搬具	300,000	500,000	300,000	500,000
6 器具	1,500,000	250,000	1,250,000	250,000
7 合計	5,000,000	500,000	6,750,000	750,000

野田市内に
おける事業
所等資産の
所在地

野田市鶴巻7番地の1

野田市内に
おける事業
所等資産の
所在地

野田市野台168

借入資産
(借入額)

野田リース(株) 野田市中野台168

事業用家屋の所有区分

自己所有、借家

備考(添付書類等) ※該当する項目に○をつけてください

増減資産 なし 該当資産 なし

異動年月 年 月 日

休業・廃業・解散・市外転出・名称変更・住所変更
合併等 ※合併先、解散先、相続人等記入ください

台帳交付	有・無	特種適用	有・無	申告入力	有・無
明細	有・無	有	有	有	有
控	有・無	有	有	有	有
取	有・無	有	有	有	有

電算機による全資産申告をされる方のみ記入してください

資産の種類別 評価額 決定価格 課税標準額

1 構築物

2 機械及び装置

3 船

4 航空機

5 車両及び運搬具

6 器具

7 合計

第26号様式記載要領

「個人番号又は法人番号」欄には、所有者の個人番号(行政手続における特定の個人を識別するための番号の印刷等に関する法律(平成25年法律第27号。以下「番号法」という。)第2条第5項に規定する個人番号をいう。)又は法人番号(番号法第2条第15項に規定する法人番号をいう。)を記載すること。「個人番号又は法人番号」欄に個人番号を記載する場合には、左欄を1文字空けて記載すること。

添付書類

(個人番号で申告される方)

本人が提出する場合

・番号確認資料(個人番号カード(裏面)、

通知カード、住民票(個人番号が記載さ

れたもの) 等

・身元確認資料(個人番号カード(表面)、

運転免許証) 等

代理人が提出する場合

・本人の番号確認資料

・個人番号カード(裏面)、通知カード、住

民票(個人番号が記載されたもの) 等

・代理人の身元確認資料(代理人の個人番

号カード(表面)、運転免許証 等

・代理権確認資料

税務代理権証明書、委任状 等

社会保障・税番号制度の導入に伴い、償却資産申告書にマイナンバー(個人番号・法人番号)の記載欄が設けられました。個人の方は、12桁の個人番号を、法人には13桁の法人番号を所定の記載欄に右詰めで記載いただくようお願いいたします。

記入例2 種類別明細書 (増加資産・全資産用)

令和7年度
納税義務者番号
90123456

種類別明細書 (増加資産・全資産用)
「年号」は、昭和を3、平成を4、令和を5として数字で記入してください

野田株式会社

課税標準額

資産の種類 行番号	資産の名称等 (カナで記入)	数量	取得年月		取得価額		(D) 減価残存率	(E) 耐用年数	(F) 価格	(G) 課税標準額の特例 のコード	増加事由	摘要
			年号	年月	千円	円						
01	アスファルトポソウ	1	5	6	7	2,000,000	10				①2 3:4	
02	コンプレッサー	1	4	18	2	200,000	8				③4 ①2	原簿工事簿から 前年改正前9
03	ルームエアコン	1	5	5	9	250,000	6				①2 3:4	
04	ジムツクエ	2	4	16	8	100,000	15				①2 3:4	増工簿から
05											①2 3:4	
06											①2 3:4	
07											①2 3:4	
08											①2 3:4	
09											①2 3:4	
10											①2 3:4	
11											①2 3:4	
12											①2 3:4	
13											①2 3:4	
14											①2 3:4	
15											①2 3:4	
16											①2 3:4	
17											①2 3:4	
18											①2 3:4	
19											①2 3:4	
20											①2 3:4	
小計						5			2,550,000			

初めて申告される方は記入する必要はありません

資産の名称等を記入してください

記入する必要はありません

各資産の種類を選
び記入してください

1. 構築物
2. 機械及び装置
3. 船舶
4. 航空機
5. 車両及び運搬機
6. 工具・器具及び備品

移動等による平成19年12月以前の取得資産については平成20年税制改正前の耐用年数を摘要欄に記入してください
変更がなければ記入する必要はありません

下記の「増加事由」の中から該当するものに○をつけてください

注意「増加事由」の欄は、1 新品取得、2 中古品取得、3 移動による受入れ、4 その他いずれかに○をつけてください。

※申告書は複写式ではございません。
提出用に記載しても、控えには写りませんので、お手数ですが、提出用と控用の間にカーボン紙を用いて記入くださいますか、提出用と控用それぞれに記入くださいますようお願いいたします。

記入例3 種類別明細書 (減少資産用)

種類別明細書 (減少資産用)

令和7年度 納税義務者番号 ※ 90123456

所有者名 野田株式会社

「年号」は、昭和を3、平成を4、令和を5と記入してください

納税義務者番号を記入してください

資産の種類 行番号	抹消コード	資産の名称等 (カナで記入)	数量	取得年月		取得価額 (千円)	耐用年数	申告年度	減少の事由及び区分		摘要
				年	月				1売却 3移動	2-1全部 2-2その他	
01	6	スチールキャビネット	1	5	7	100,000	15		1・2	3・4	①・2
02	6	カラーテレビ	1	4	6	250,000	5		①	2・3・4	①・2
03	6	ジムツクエ	4	4	7	150,000	15		1・2	③・4	1・②
04									1・2	3・4	1・2
05									1・2	3・4	1・2
06									1・2	3・4	1・2
07									1・2	3・4	1・2
08									1・2	3・4	1・2
09									1・2	3・4	1・2
10									1・2	3・4	1・2
11									1・2	3・4	1・2
12									1・2	3・4	1・2
13									1・2	3・4	1・2
14									1・2	3・4	1・2
15									1・2	3・4	1・2
16									1・2	3・4	1・2
17									1・2	3・4	1・2
18									1・2	3・4	1・2
19									1・2	3・4	1・2
20									1・2	3・4	1・2
小計			6			500,000					

令和6年度申告用参考資料として送付した「課税台帳(種類別明細書)」を参照して資産コードを記入してください

減少した数量、価格を記入してください
なお、資産の一部が減少した場合は、資産の減少した部分に対応する数量、取得価額を記入してください

該当する番号に○をつけてください

東京工場へ移管

※申告書は複写式ではございません。
提出用に記載しても、控用にはインクが写りませんので、お手数ですが、提出用と控用の間にカーボンを紙を用いて記入くださいますか、提出用と控用それぞれに記入くださいますようお願いいたします。

償却資産の申告に関する代理人（選任・解任）届出書

令和 年 月 日

野田市長宛

届出人 【償却資産所有事業者】 所有者コード()

住 所

氏 名

(法人はその名称
及び代表者氏名
電 話)

償却資産の申告に関する一切の件を

- 1 下記の者を代理人に定め、選任いたします。
- 2 代理人として定めた、下記の者を解任します。

記

代理人 【会計事務所等】

住 所

(ふりがな)

事務所名称

代表者氏名

電 話